## 千葉県子どもを虐待から守る基本計画(案)に係るパブリックコメントへの対応について

		けからする基本計画(糸川=除るハノ	
延べ数	該当ページ		回答
1		虐待されている児を保護し特別養子線組をした。しかし、その 後は児童相談所はなんの連絡をしてくることもない。ただただ 児を育てている。虐待しているなら保護します。その後の対応 が明確でなく、娘の生活をただすわけでもなく。なんの改善に なっているのか。今虐待されていないなら児童相談所は関与し ない。	・個別の事業に関する側息見については凹合を控えさせていたださます。
2	P70	県社会福祉審議会専門部会では区割りの見直しとともに、2 か所の増設、そのうち松戸と鎌ケ谷を管轄する児童相談所を 新設する案をまとめました。松戸・鎌ケ谷のどちらに設置をする のかは未定ですが、ぜひ松戸に新設するようお願いいたしま す。	・社会福祉審議会の答申を踏まえ、具体的な設置場所につきましては交通機関等の利便性や周辺環境等の諸条件を勘案し、総合的な観点から検討してまいります。
3	P5	「児童虐待相談対応件数は増加」の理由を追記すべき 児童虐待相談対応件数が、平成24年度から急増している。警察、学校、医療機関、福祉関係機関等が普段と違う事柄があった場合、保護者に確認することなく、一方的な判断で児童通告し、親からの問い合わせには「お答えできません」と対応するルールとなっている。この通告を受けた児相は、虐待の確証がなくも「調査のための一時保護」につなげるため、一時保護件数も増加している。 「児童虐待相談対応件数は増加」という表現は虐待件数の増加と誤解を招くので、そうではなく、通告ルールの変更による対応件数の増加をあり、深刻な虐待事件を防止するために、軽くな変化にも対応し、取りこぼしを防ぐためであることを明記していただきたい。	
4	P17	要保護児童対策地域協議会が機能していない理由を明記すべき 「要保護児童対策地域協議会が機能していなかったとの指摘がされています。」理由として、専門職がいないからとなっている。専門職を確保すれば機能するのか・・そうではないと思う。検証報告書から読み取れることは、児相児童福祉司の権限が強公、他の専門職、市町村の担当者らに権限が与えられていないからではないかと推測する。市町村に判断の権限を持ってもらい、児相児童福祉司が、乏しい材料で児童の処遇を決定してしまうことは決してしてはならない。著しい人権侵害につながるからだ。	
5	P19	「心理的虐待の割合が最も大きく」の理由も追記すべき 「児童虐待相談対応件数の増加」と同様の理由によるものと 思われる。	・御意見として承ります。児童虐待相談対応件数の増加については、社会情勢や 県民の意識変化といった様々な要因が関わっていることから、その要因について 精査していくとともに、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでま いります。
6	P22	警察との緊密な連携方法への改善必要 警察という事件調査の専門機関が、虐待の早期発見と子ども の安全確保のために関わる意義は太きい。しかしながら、現在 警察からの通告理由を何件か確認すると、調査の専門機関の 強みを活かせているとは思えない。むしろ、「素人による通告」 と同等の情報提供になっていて、警察に確認すると「それが法 の趣旨、疑いあればすべて児相に通告する。判断は児相が行う」という認識で児童虐待事案に当たっていると聞いている。こ れでは、児相にかかる負担が増すばかりである。夫婦喧嘩を 全て心理的虐待として通告したのでは児相はたまらないと思 う。 警察は子どもだけでなく親にも状況を確認し、身体の様子を確 認し、虐待定義に沿った傷害やイジメ、DV、放置、危険が認め られる場合、著しい福祉侵害、緊急性が認められる場合に児 童通告をし、それ以外のケースは地元自治体への通告に切り 替えたらどうか。	・警察から児童相談所への通告については、少年警察活動規則に基づき、行われています。同規則第38条においては、通告は児童相談所に対して行うものとされています。
7	P29	里親委託の前にまず、支援計画とともに実親に戻せるケース 確定を 「家庭養育を優先するという原則から、特に就学前の子どもに ついては、施設への新規入所を停止し、里親への包括的支援	
8	P68	⑥第三者機関による監査を受ける覚悟・認識を追記すべき一時保護という制度が、大きな問題をはらんでいるが命を守るための必要悪な制度という認識で運用して欲しい。国連や検証委員会の指摘に応じて、「第三者機関による評価を受けることにより、子どもの権利の保障と支援の質向上を図る」ことは当然と言える。現行の児相業務全般が第三者機関による監査が必要とされている点への県としての認識を示すべき。そうしないと、組織作っても機能させられないからだ。如何に監査機能を発揮できるかは、設置する県に其の強い認識が求められる。	行が行われているか、定期的な外部評価を実施してまいります。
	延べ数 1 2 3	<ul> <li>延べ数 該当ページ</li> <li>2 P70</li> <li>3 P5</li> <li>5 P19</li> <li>6 P22</li> <li>7 P29</li> </ul>	正式教 該当ページ

No.	延べ数	該当ページ	意見・要望要旨	回答
3	9	P73	⑦一時保護日数短縮を内部ルール化すべき 「一時保護件数の増加とともに、一時保護日数も増加しており、家庭復帰に向けた調整に時間がかかるケースの増加や、 里親委託や施設入所が必要な子どもたちの受皿不足により、 一時保護が長期化する」と理由が述べられている。一時保護 は児童の人権侵害の危険が大きいことから、例えば調査の結果、福祉侵害が認められないケースや、児相や自治体の支援 に切り替えることで様子を見ることのできる事案は、早急に、7 日以内に判断して親元に戻すべきである。無意味に保護日数 を長引かせ、2カ月土壇場まで引っ張る傾向が見てとれる。家 庭復帰への時間云々と記載があるが、その理由として、戻すに あたっての条件として、無理難題を親に求めている児相の仕事 のやり方を見直すことで解消できる。不足分は児相の支援で補 うのが本来の福祉行政である。 保護日数短縮は児童の人権保護のみならず、職員の労働環 境改善、保護所の環境改善、何よりも親子関係構築の面で、 大変効果の高い行動目標と考える。	・御意見として承ります。児童虐待死亡事例検証報告(第5次答申)の提言を踏まえ、一時保護機能の強化に努めるとともに、児童の負担にならないよう必要最小限の一時保護に努めているところです。
3	10	P75	子どもの意見を聞く目的と如何に対応に反映させるかの明記を「一時保護中においても子どもの権利を守るため、意見を表明する仕組みや学習の機会を保障することが重要です。」と記載されている。しかし、現行、子供の意見がどう扱われているかへの認識は記載されていない。現状認識なくて、方針があってもそれはつながらない。実行が期待できない。子どもが自宅へ戻りたい。お母さんから虐待は受けていない。お母さんを恨んではいない。お父さんと遊びたい。等々訴えている場合、児相の一時保護の判断(福祉侵害が著しい、養育能力が乏しいなど)を見直す材料にするのかどうかを記載すべき。自宅に戻す判断に子供の意見が追加されるという意味を含んで、子どもの意見を聞くつもりがあるのか明記を。	
3	11	P75	表現が難しい子どもの声を如何に聞くかの追記を 幼い子どもの表現の特徴や発達障害の特性として、ウソや大 げさな表現や同調やこだわりや記憶方法の偏りや、一般に理 解し辛い表現特性がある場合、どのように配慮して対応するか を明記して欲しい。	・御意見として承ります。今後とも子どもの最善の利益の実現に向けて必要な対策を検討してまいります。
4	12	P5	1. グラフについて。虐待相談対応件数が増えているように見えるが、実際は家庭のトラブル(主に子供の前での夫婦喧嘩)が心理的虐待と認定され、警察に通告義務ができたことと学校等にも通知が出ており、少しでも虐待の疑いがあれば通告する義務ができたためであると思われます。実際に子供の命にかかわるような虐待は増えていない。子どもの命が失われた件については、児童相談所がかかわった1件のみであり、実際には児童相談所の間違った対応が虐待死を招いたといえる。	用し、虐待と思われるケースにおいては、その緊急性や重症度を判断し、適切な 対応をとることに努めています。
4	13	P6	「いじめによる自殺、危険ドラッグ・・等」の話についての情報は、どこで調べた情報なのか。	・千葉県人権施策基本指針に記載しております。
4	14	Р6	i「人権教育を推進」について。一度、児童家庭課を訪れ、職員と話したことがあるが、私たちの意見を聞くときに、「話のメーを取らない」「姿勢が悪い座り方で面倒くさそうに話を聞く」ような態度が見受けられた。その方々が人権について真剣に考えているかは正直不安である。	・個別の事案に関する御意見については回答を控えさせていただきます。
4	15	P6	ii 子どもの権利ノートを渡すだけではなく、丁寧な説明が必要。字も読めない子どもにももちろん人権はあるので説明を十分にすること。「環境の整備に努める」とあるが、具体的にどんな案なのか。	・権利ノートを渡す際には、子どもに直接丁寧に説明するよう努めています。今後 とも子どもの最善の利益の実現に向けて必要な対応を検討してまいります。
4	16	P6	iii窓口についてもどのような案であるのか。児童相談所による子どもへの人権侵害もあるが、児童相談所への苦情を訴える機関を作るべきである。児童家庭課についても専門的な職員を配置するべきである。	・県政に対する御意見・御提案・お問い合わせについては、「お聞きします ちば」 等により受け付けております。 ・また、児童家庭課では警察OBや児童相談所勤務経験者、保健師といった専門 的知識を有する職員の配置を行うことで児童福祉施策の充実を図っております。
4	17	P6	iv 一時保護解除後について、月一の面談のみではなく、すべて月一の家庭訪問にしたほうがいいと思う。また、学校等の連携ができていない気がする。通告義務については、学校等の保護者に対する偏見等が含まれている気がする。子どもの意見を最優先しながら、何度も親子や親族、学校等も含めて話し合うことが大切である。	・児童福祉法で「児童の権利の観点から、一時保護解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること」が都道府県の義務として定められており、本県では「千葉県子ども虐待対応マニュアル」によって対応しております。
4	18	P7	虐待死亡ゼロについてはどんな取組なのか。	・千葉県社会福祉審議会社会的養護検討部会の「児度虐待死亡事例等検証委員会」の検証報告(第5次答申)において示された提言を踏まえ、児童虐待による死亡事例をなくす取組となります。
4	19	P7	「心のパリアフリー」人権教育をする講師は誰なのか。	・複数の講師の中から、研修会等の対象者に合わせた適切な講師を選択しています。
4	20	P7	子どもの権利ノート、ハガキは配布してその後どのような対応 をしていくのか。	・子どもからハガキが郵送された際には、内容に応じて必要な対応を行っております。
4	21	P7	人権教育推進、研究協議会とは、指導資料を作成し、その後どうするのか。	・公立の幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の全教員(千葉市を除く)を対象に配布しています。
4	22	P7	SNSを活用し未然防止にどう努める案があるのか。	・SNSを活用して子どもからの相談に応じ、内容に応じて必要な対応を行っております。

No.	延べ数	該当ページ	意見·要望要旨	回答
INU.	進へ数	該当ハーノ	SOSを24時間受け止め、誰が相談に乗り、どのような流れ	・子ども達が全国どこからでも、夜間・休日を含めて、いつでもいじめやその他のS
4	23	P7	で助けてくれるのか。	OSをより簡単に相談できるよう、全都道府県及び指定都市教育委員会で実施しています。
4	24	P8	死亡事例について。児相が関わっていながらも死亡した例の みである。児相が関わっていなくても虐待死はない。つまり現 在の児童相談所が機能していない証拠であるといえる。	・児童虐待死亡事例検証報告(第5次答申)を踏まえ、児童相談所の業務執行体制の強化を図ってまいります。
4	25	P8	子ども相談窓口のみではなく、親の相談窓口も必要である。 「現状」の「一部の子どもを対象に実施」とはどのような子どもを 対象にしているのか。	・いじめ問題やその他の子どものSOS全般に悩む子どもや保護者等が、いつでも相談機関に相談できるよう、都道府県及び指定都市教育委員会が夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制を整備しています。
4	26	P9	虐待による死亡例について。0歳児が多いとのことだが、SBS問題や無呼吸症候群の例もあり、全てが虐待とは言い切れず、勝手に虐待を疑われ理不尽な思いを抱えている保護者がいることを知ってほしい。特にSBS問題は無罪になる例が増えている。県だけでなく、厚労省の指針からも改善するべきであり、小児科医ではなく、脳外科医の診察が重要である。正しい調査が必要である。冤罪が含まれている可能性が高い。	・ご意見として承ります。
4	27	P10		
4	28	P10	一時保護解除条件に「ペットと暮らすのが不衛生だからペットを処分しなさい」「週3回5時間の家庭訪問を受け入れなさい」等の行政指導を受けた方の話を聞いた。ペットを別の部屋に置くとかならわかるが、処分とはどういうことなのか。小さいころからペットと暮らすことはアレルギー対策にもなるという研究があるのに、職員個人の意見で「安全ではない」とされているのではないか。ペットと暮らす家庭は今は多くあるのに、その家庭にだけ強いるのは職権乱用ではないか。	
4	29	P11	子育て世代包括支援センターの職員について。保健師にも 色々な人がおり、平気で人を傷つける言い方をする保健師に あったことがある。教育が必要だと思う。	・御意見として承ります。今後とも各種研修等により人材育成を進めます。
4	30	P11	「ハイリスク者への支援方法」とあるが、ハイリスク者とはどのような方なのか。	・個別の状況に応じて判断されます。
4	31	P11	訪問支援の強化について「専門的な相談支援や援助」とは誰なのか。勝手な勘違いをし、児童相談所に通報するような保健師が来る可能性があり、家までくるのは余計なお世話であるように感じる。健診や保育所、託児所等で親も一緒にサポートする形にしていただきたい。	
4	32	P11	母子保健指導事業の「各種研修等」とはどのような内容なのか。	・時代のニーズに合わせた母子保健に関する研修を行っています。
4	33	P11	目標のみ考えていないか。必ず苦情先が必要である。適当 に片付ける職員が必ず出てくるからである。	・目標の達成及びそれを通じた児童虐待の未然防止に努めてまいります。
4	34	P12	「在宅育児家庭の母親が孤立・・」の情報はどこのものか。虐待者の推移については厚労省のものだが、児相の判断が全ちっているとは絶対に思えない。虐待をこじつけ、「裁判する」「施設に入れる」等、親を脅す職員がいることを相談されたことがある。そのせいで子どもも困っている状態である。子どもお人権が守られていない。親も困っている。	・子どもの安全と最善の利益の実現のために児童福祉に取り組んでまいります。
4	35	P13	iii地域の子育て家庭を支える仕組みづくりを目指す・・どのようなものか。	・関係機関と連携した地域の子育て家庭を支える仕組みづくりを検討してまいります。
4	36	P13	子育て支援事業の促進を図る・・・内容を知りたい	・市町村において、乳児のいる家庭に訪問し相談に応じています。
4	37	P13	資質向上を図るための研修を実施する・・どのような研修か知りたい	・主任児童委員の資質向上を図るため年1回研修を実施しております。
4	38	P14	「かつては大家族や・・」⇒昔の方が今でいう虐待にあたることが日常的にあった。虐待の定義が厚労省により定められただけである。すぐに通告とあるが、勘違いだった時の補償が必要ではないか。精神的に追い詰められる親もいるはずである。	
4	39	P14	子どもへの聞き取りは必ず司法面談(録画すること)、誘導尋問がないこと。一時保護というが2か月も閉じ込められることになる。調査のための保護、というのは納得できない。専門家であるならば、調査を早く行ったあとで保護するべきだる。なぜなら、一時保護は子どもへの負担が大きすぎるからである。帰宅した子どもはトラウマとなりPTSDを発症する例がある。	ます。一時保護した子どもの心のケアについても、可能な限りの配慮をしています。
4	40	P14	iii「キャンペーン」というと印象が良くない気がする。年間を通じて取り組むべきである。	・児童虐待防止に向けた啓発活動については、11月だけでなく年間を通じて取り 組んでおります。
4	41	P14	iv 中高生が育児の理解を高めるのはいいが、中高生こそ虐待で困っている子どもたちである。中高生は保護されずに家に帰されるケースが多いので、子どもの話を十分に聞くべきである。	
4	42	P15	広報・啓発活動に「通告された子どもがどうなるか(一時保護され施設から出られず学校にも通えなくなること。それが2か月、もしくはそれ以上になってしまう場合もあること)」を周知すべきである。	
4	43	P15	子どもを産む前に、「児童福祉法、児童虐待防止法」の勉強 も今後必要になってくる。特に28条審判等、措置についての知 識は重要である。	・御意見として承ります。
			i	

No.	延べ数	該当ページ	意見•要望要旨	回答
NO. 4	<u> </u>	<u> </u>	○尼・安主女目 市町村の連携について。我が家は児童相談所と関わっているが、市町村からは何も連絡が来ていない。連携して対応しているとは思えない。本当に命の危険が差し迫った虐待であった場合、子どもが危険な目に遭っていても気づけないのではない。	・個別の事案に関する御意見については回答を控えさせていただきます。
			か。なんのための「子育て支援か」なのか疑問に思っている。 児童福祉司について、本当に専門資格なのか。資格なしに	・児童相談所の児童福祉司には任用資格を満たした者を配置しています。児童福
4	45	P17	させられるとのことで、教員にとっても児童福祉司の仕事はきつく、病んでしまう職員が多い、結局は虐待の正しい判断ができず、マニュアル通りに対応せざるを得ない、作業のようになってしまうと、関係者から聞いた。	祉の任用資格については、児童福祉法第13条第3項に規定されています。
4	46	P18	児童福祉司は、担当により対応が違い、子どもを人質にとって親に言うとおりにさせるやり方をしている職員がいる。職権濫用である。「裁判になるかもしれないですね」「これができないなら施設へいれますよ」等、実際に私は職員に言われた。子ども最優先に考えると従うしかなかった。(裁判になると保護が長引く仕組み)	・個別の事案に関するご意見については回答を控えさせていただきます。
4	47	P18	保護解除後の措置を守って子どもと家で平和に暮らしているのに「子どもの安全を守っていないというお母さんのネグレクトです」と面談で突然言われた。人権侵害だと思っている。そして子供も3週間理不尽な再保護をされた。ずっと私に会えず泣いて過ごしていたそうだ。その後、疑いが晴れてその児童福祉司から謝られたが、名誉棄損で訴えたいぐらいである。とにかく児童相談所職員の苦情先(第三者機関)を必ずつくらないと、職権濫用、行政手続法違反が横行すると思っている。	・個別の事案に関するご意見については回答を控えさせていただきます。
4	48	P18	児相への苦情先がないために不服審査請求、訴訟を起こす しかない現状はおかしい。権限が強すぎる。警察にも何度か相 談したが、警察官すら首をかしげるほどである。	・県政に対する御意見・御提案・お問い合わせについては、「お聞きします ちば」 等により受け付けております。 ・なお、行政処分に対する不服申立てについては、行政不服審査制度に基づき請求を行ってください。
4	49	P18	特に性的虐待についてのマニュアルが刑法よりもひどい。「親は嘘をつく」ということしか書いていない。千葉県はその全児相のマニュアルを使用しているようだが、他県では独自の性的虐待のマニュアルを使用している児童相談所もあるし、全ての案件をそのマニュアル通りにしなければならないという法律はない。「性的虐待があったかどうかは当人同士にしかわからない」とその担当が判断しながらも、「マニュアルでは18歳まで別居接近禁止が原則なので18歳までは離れてください。措置解除後もあったら再保護する。」と言われ、「18歳になったら児相は関わらないので会ってもいい」と無責任な指導を受けている。あまりにも杜撰である。交渉もしたが「決まっていることだから変えられない」とのこと。	・個別の事案に関するご意見については回答を控えさせていただきます。
4	50	P18	社会的擁護というが、うちの子どもは実際にこの措置のためにつらい思いをしている。疑われた主人も「児童相談所から子どもを守るため」に理不尽な思いで別居をしている。本末転倒である。ちなみに帰ってきた子どもは「お父さんに何もされていない」と言っている。主人も冤罪であるために、自身の会社にも全て話している。警察、県議会議員、私の会社、隣人の行政司法書士にも全て話したが、児童相談所の調査方法を話したが誰一人として納得していない。警察と全件共有すべき。児相職員のみでは何が本当なのかもわからない。	・個別の事案に関する御意見については回答を控えさせていただきます。
4	51	P19	「本県における児童虐待による死亡事例においてはDVがあった事例が多く・・」と書いてあるが、DVが多かった、というのはどの件なのか。	・個別の事案に関する御意見については回答を控えさせていただきます。
4	52	P20	ロールプレイをするのはいいが、全部の家族に当てはめないでほしい。DVの加害者について、情報収集するのに努めていたら遅い。更生プログラムをすぐにやるべきである。いつからやる予定なのか。その目標や期限は設定しないのか。	
4	53	P22	児相と市町村の連携はもちろんのこと⇒前文も記したが連携 不足に感じる。警察と迅速に情報共有を行い、児童の安全を 最優先とした対応を行う⇒私の関わった児相職員は「子どもの 安全を守る機関なので親は逮捕は関係ないから警察に通報し ない」と言っていた	・虐待への対応については、警察を含む関係機関と連携しながら進めてまいります。 ・個別の事案に関する御意見については回答を控えさせていただきます。
4	54	P23	外傷等についても誤診があるため、慎重に調査するべきである。ii 情報共有について。経過記録が抜けている箇所が何個かあった。しっかりと記録することが重要である。	・御意見として承ります。
4	55	P26	児童家庭支援センターの必要性がわからない。学校にそのような人員を入れるだけでいいのではないか。	・児童家庭支援センターは、児童福祉法に定められた児童福祉施設であり、市町村や学校等と連携し、地域において、子どもやその家庭などからの相談に応じて、支援が必要な家庭に対し専門的な助言や指導を行っています。
4	56	P29	社会的養護が必要な子どもたちは本当にそうであるのか、判断が間違っていないか、今の児童福祉司の対応から不安である。家庭復帰できるのになかなか子どもを帰さない児童相談所がある。里親の目標ばかり考えず、第一に実親と子の支援、引き離さない方法があればいいと思う。里親も虐待するのではという不安もある。	・ご意見として承ります。
4	57	P30	里親等委託率の推移のグラフについて①~④の数値を表示してほしい。	・P36O【千葉県】里親等委託率の目標(全体)に記載しております。
4	58	P31	子どもの人口の推計について、どのような調査で計算されているのかを表示してほしい。	・千葉県総合計画の基礎資料とするための実施された将来人口調査を活用しています。

No.	延べ数	該当ページ	意見·要望要旨	回答
NO. 4	<u> </u>	<u>談当ペーク</u> P32	28条審判で児相よりの判定が出るのは有名である。児童相 談所は家庭裁判所とつながっているのではないか。8割方施設 入所となる。養護施設に子供を送り込んでいるのではないかと	·ご意見として承ります。
4	59	P32	疑えるほどの安定した数値である。	T#8040x+
4	60	P32	「施設入所等の待機児童数の推移」はどこのものなのか。全国なのか。	
4	61	P33	里親や施設による養育が必要な子どもの数(推計)、児童家庭課はどのように調べたのか。一人二人しか増えないこの推計はどのように計算したものなのか。	・子どもの人口減少、里親や施設において生活している子どもの増加、里親委託や施設入所の潜在的な需要のそれぞれの要素を踏まえて推計しました。
4	62	P34	家族再統合へ向けて里親や施設を利用すべきである。そして 子供の意見が第一であること。	・御意見として承ります。今後とも子どもの最善の利益の実現のため児童福祉に 取り組んでまいります。
4	63	P41	里親委託の状況について、厚労省ではなく千葉県のものはないのか。	・千葉県のものです。
4	64	P43	「里親月間」という表現は犬や猫のようで、あまりいい表現ではないと思う。	・御意見として承ります。
4	65	P45	目標のためだけに迷走してはならないと思う。 期限は必要ないと思う。	・御意見として承ります。
4	66	P47	ファミリーホームの中での子どもの安全性のチェックは万全な のか。	
4	67	P48	乳児院の入所者数の推移、入所理由は主に何が多いのか。	・国の調査によると、「父母の精神疾患等」「父母の虐待」などとなっております。
4	68	P49	杜撰な対応をするような職員が増えてはならない。必ず苦情 先(第三者期間)を作ることが必要。杜撰な対応する職員が必 ず出てくる。守秘義務によって隠ぺいすることができてしまう。	・子どもの権利擁護と運営の質の向上が図られるよう、第三者(有識者)による運営監査委員会を新設し、児童相談所に対し適正な業務執行が行われているか、定期的な外部評価を実施してまいります。
4	69	P51	施設の職員についても、恩寵園事件のようなことがあってはならない。苦情先を作る、可視化できることが必要。被措置児 童虐待があることが心配	・施設に対しても、定期的な指導監査や第三者評価の実施などを行い、適切に施設運営が行われるように努めております。
4	70	P59	実親にも会えるシステム、実親のサポートも必要です。もちろん、子どもの意見第一。実親に会いたくない場合もある。	・御意見として承ります。
4	71	P62	被措置児童虐待について、HPでは平成30年度は12人になっていましたが、どちらが正しいのでしょうか。	・発生件数は3件であり、そのうち児童養護に関係するものは2件でした。障害児も 含めると該当することとなった児童の数が12人です。
4	72	P64	グループリーダー等も正しいといえるかわからない。児童心理司については、子育てしたこともない若い女の子がなんでもわかっているように話してくる。専門家とは言えない。児相での会議は本当に行われているかが疑問。必ず誰かが会議に出席したか、議事録だけではなく、録音も必要	・各職員がそれぞれの役割を適切に果たすために必要な研修を受講できるように 研修計画を見直し、職員の虐待対応力の向上を図ってまいります。
4	73	P66	中央児童相談所は信用できない。そこに人材育成研修課を 設置した県は、児童相談所を把握していない。	・ご意見として承ります。
4	74	P67	子どもや保護者へのフォローアップの強化をしっかりしてほしい。うちの子どもがないている。児相が介入したことで逆に児相福祉になっていない。子どもも児童相談所を嫌がっている。	
4	75	P68	子どもの権利擁護を最優先に考えること。これ以上子どもを悲しませたり苦しませたりしないでほしい。(2)対策について、「実践状況などを評価し、結果を公表する」だけではなく、とにかく職員の苦情先を作ること。児相内は密室であるため、テレビ番組で冤罪の特集をやったりしますが、それと同じような酷い対応を受けている。聞き取り調査もないままに虐待親にされている。会議もちゃんと開かれているかわからない。マニュアル通りに片付けるのではなく、一つ一つ家庭のケアを臨機応変にその家庭に合った対応が必要。疑いがあるから「18歳までずっと子どもと離れて暮らしなさい」というのは杜撰な対応。児相側の責任逃れとした思えない。	
4	76	P69	人口について。子どもの人口が重要ではないか。子どもの人口を載せてほしい。	・P31に子供の人口を掲載しております。
4	77	P70~72	児童相談所は「相談する場所」になっていない。子どもを誘拐のようなやり方で保護して、保護件数を挙げている。 児相増設予算のため、養護施設のため、里親推進のために作業しているように思える。 児童福祉を最優先に考えてほしい。	・子どもの安全と最善の利益の実現のために児童福祉に取り組んでまいります。
4	78	P73, 74	干葉県のデータを知りたいです。	・年度ごとになりますが、国のホームページ政府統計の総合窓口(e-Stat)で閲覧できますので御確認ください。
4	79	P76	子どもの権利ノートを配布するだけで終わらせないでほしい。 虐待を減らすことを一番の目標にして、家族がなるべくバラバ ラにならない仕組みを考えてほしい。	

No.	延べ数	該当ページ	意見·要望要旨	回答
4	80	<u>談当ペーン</u> P78	思見・安皇安日 年2回の定例的な意見交換ラッない。意見交換に児童相談 所に係わった親を入れるべきである。	
5	81		目標に掲げている施設の小規模の目的は何か?	・できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で養育が行われるよう、施設擁護の小規模化、地域分散化を進めることとしております。【社会的擁護の課題と将来像、新しい社会的養育ビジョンによる】
5	82		対策について 児童虐待が発生する根本的な対策をうつべきである。児童の 保護はあくまでも応急処置であるので根本解決にはつながら ない。子どもの人権はあるが、親と子供の関係においてそれが どのような効力を有するのかわからない。現に虐侍の件数は 減っていないということから人権の意義、内容を理解させるす るに至ってはいないと考える。そのことから親への教育を行う 必要があるのではないか。施策に高校生の教育は入っている が親への教育を加えるべきと考える。 教育についてはいるいろな議論があると思うが命の大切さ社 会の大切大切さだけではなく道徳教育にも力を注ぐべきだとし て何を優先するべきかその理解をしていなければ虐待はなくな らない。	
5	83		度待の原因として経済的な負担ということないか?経済的に 余裕がなければ当然のことながら両親とも共働きになり、精神 的な余裕がなくなると考えらる。里親制度の予算を子育て世代 の親に支援するほうがよいのではないか?	・子育て世代の親への支援にも取り組んでいるところです。本計画では、社会的 養護の充実に向けた課題や取組の方向性等を定めています。
5	84		地域で支援する仕組みづくりについて 核家族化や地域との関わり希薄になっている社会そのものに 問題がある。そこに対策を打って欲しい。例えば住宅取得支 援、転勤をともわない勤務体系を企業にお願いするといった策 などである。地域差はあるものの歩いて地域に長く住む自治体 が金自治会が機能しているところでは街の雰囲気はいいと感じ る。子育て世代の親がそのような生活を築けるような基盤、社 会の仕組みが必要だと思われる。	
6	85	P69~77		討してまいります。 ・児童相談所の人員体制強化を図るため、法改正や国の新プランを踏まえて、令和4年度までに260名程度の職員を増員してまいります。【該当箇所:第4章「相
6	86	P69~77	② 干葉県の児童相談所で、先月、新型コロウイルスの感染が 懸念されていた子どもを一時保護した際、療養場所の確保に 苦慮していたことがNHKの報道で分かりました。 ■既存の児童相談所の環境整備とコロナ感染を教訓に、緊急 避難施設を設けられるような対策を検討すべきではないでしょ うか?	・子どもの安全確保のため、関係機関と連携して対応してまいります。
7	87	P77	児童虐待防止にあたっては、一生懸命子育てをする中で、最 初から子どもを傷つけようと考える親はほとんどいないはずで	有する人材を配置し、関係機関との連携など、子どもやその保護者への相談支援の充実を図ることとしています。【該当箇所:第2章7関係機関との連携の強化】
8	88	第2章	〇支援体制を構築して、箱物や人員以外に支援は何をされるのでしょうか。主な目標に支援内容が書かれていない骨抜きの計画である。あまりにも目標がざつ過ぎる。次の内容を目標に追加すること。(次の内容は義務であるが、されていないため実施すること。)・家族環境改善を保護児童にもれなく実施すし、一時保護解除後の家庭環境改善等毎月現状を確認する。・児童の意見を第三者(NPO等)に主張する機会を設ける。	
8	89	第2章	〇子どもの権利の保障について何ら対策がない。次の内容を 目標に追加すること。 (次の内容は義務であるが、されていないため実施すること。) ・刑事訴訟法 第二百三十九条2に基づき児童虐待があると思 料するときは告発すること。	・虐待行為が刑事事件に該当する場合には、子ども本人の意向等にも配慮しながら、御指摘の刑事訴訟法第239条に基づき、刑事告発を行っています。
8	90	第4章	〇第三者評価と言いつつ、関係者での評価になるため、公正を保つため別機関とすること。 2 第三者評価の実施(行政監査担部署)	・子どもの権利擁護と運営の質の向上が図られるよう、第三者(有識者)による運営監査委員会を新設し、児童相談所に対し適正な業務執行が行われているか、 定期的な外部評価を実施してまいります。
8	91	第2章	〇「子ども人権や自由を尊重し、・・・援助を進める」 この計画の目標、対策に含まれていない。	第2章「児童虐待の防止に向けた取組」「1子どもの権利保障」において、対策や主な事業、目標を設定したところです。対策や目標など計画の内容については、PDCAサイクルに基づき必要な見直しを行ってまいります。
8	92	P6	〇以下のとおり変更修正 iii. 子どもの意見を述べる機会を保障し、その意見や意向を尊 重するため、児童虐待だけでなく、子どもの権利が侵害された 場合に、子ども自身が相談できる窓口 <del>の設置を検討します。</del> を 児童相談所等を含め設置します。	・設置場所も含め、今後、相談窓口の設置に向けた検討を始めます。

No.	延べ数	該当ページ	意見・要望要旨	回答
8	93	P6	○変更修正 iv. 一時保護解除後の家庭復帰など、子どもの権利侵害のリスクや十分な安全確保への配慮が必要であるから18才まで毎月もれなく現状を確認します。	・御意見として承ります。本計画に基づき、児童虐待の防止に向けた取組を実施
8	94	P7	子どもの権利保障(3)主な事業について、2のiii、iv.の対策がないため追加すること。 ・2のiii.の対策は学校、市役所、児童相談所や、児童養護施設、里親等子どもが関する施設に相談窓口箱を設置する。	・今後、相談窓口の仕組みについて検討していきます。
8	95	P8	子どもの権利保障(3)主な事業について、2のiii、iv.の対策がないため追加すること。 ・2のiii、iv.の対策は一時保護解除後の家庭環境改善等毎月現状を確認する。	・御意見として承ります。本計画に基づき、児童虐待の防止に向けた取組を実施 してまいります。
8	96	P8	子どもの権利保障(4)これで何億の予算を確保するためにしては、目標がざつ過ぎるため追加すること。 ・家族環境改善を保護児童にもれなく変施すし、一時保護解除 後の家庭環境改善等毎月現状をもれなく確認する。	・御意見として承ります。本計画に基づき、児童虐待の防止に向けた取組を実施してまいります。
8	97	P9	子どもの権利保障(4)これで何億の予算を確保するためにしては、目標がざつ過ぎるため追加すること。 ・児童の意見を第三者に主張する機会を毎月設ける。	・計画に基づき子どもの権利保障に取組ます。また、新たな目標等、計画内容の 修正については、関係者の意見を踏まえながら、PDCAサイクルに基づき、必要 な見直しを行ってまいります。
8	98	第2章	○子どもの権利の保障について何ら対策がない。次の内容を 目標に追加すること。 次の内容は義務であるが、されていないため実施すること。 ・刑事訴訟法 第二百三十九条2に基づき児童虐待があると思 料するときは告発すること。	・虐待行為が刑事事件に該当する場合には、子ども本人の意向等にも配慮しながら、御指摘の刑事訴訟法第239条に基づき、刑事告発を行っています。
8	99	P18	市町村への支援と連携の強化(2)対策を修正 iv. 要保護児童対策地域協議会において、保護児童はもれなく 協議会で検討し、実務者会議が有効に活用され	・厚生労働省が策定した「要保護児童対策地域協議会運営指針」では、対象児童 は児童福祉法に規定する要保護児童であるとされています。
8	100	P18	追加 ・刑事訴訟法 第二百三十九条2に基づき児童虐待があると思料するときは告発すること。	・虐待への対応については、警察も含む関係機関と連携しながら進めてまいります。
8	101	P18	追加 ・児童の意見を第三者に主張する機会を設ける。	・子どもの意見を述べる機会を保障するため、相談窓口の設置の検討を進めます。【該当箇所:第2章「1 子どもの権利保障」】
8	102	第3章	・里親は、子ども自ら求める場合に限り、里親を実施すべきで、 増加する必要性が不明である。 ・また、養子縁組・特別養子縁組も子ども自ら求める場合に限 り実施すべきで、意見表明できない、乳幼児に実施すべきでな い。	・児童福祉法では、家庭養育優先の理念が規定されるとともに、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決や里親による養育を推進することが明記されております。
8	103	P44	里親委託の推進(3)主な事業 〇里親はあくまでボランティア精神が基本であるにも関わらず 設備の整備を行うことは、施設と里親と2重投資になるため、 里親への整備は必要ない。整備が必要であれば、里親登録か ら外す検討をすること。人件費・生活費は充分支給されている 状況である。	・国の制度に基づき整備に要する経費を補助しております。
8	104	P44	里親委託の推進(3)主な事業 〇里親はあくまでボランティア精神が基本であるにも関わらず 設備の整備を行うことは、施設と里親と2重投資になるため、 整備は必要ない。整備が必要であれば、ファミリーホーム登録 から外す検討をすること。人件費・生活費は充分支給されてい る状況である。	・国の制度に基づき整備に要する経費を補助しております。
8	105	P60	自立支援の充実(2)対策 成人になっても、児童相談所で保護される必要性がない。児童 福祉法の年齢制限が変更になってから記載されるべき。また、 18才超えて保護する場合は、単県費でされるのであれば、明 記してください。	・児童福祉法では、18歳以上の者に対する支援の継続が規定されております。
8	106	P60	自立支援の充実(3)主な事業 〇自立援助ホームはあくまでボランティア精神が基本であるに も関わらず設備の整備を行うことは、施設と自立援助ホームと 2重投資になるため、整備は必要ない。整備が必要であれば、 自立援助ホーム登録から外す検討をすること。人件費・生活費 は充分支給されている状況である。	・国の制度に基づき整備に要する経費を補助しております。
8	107	P63	被措置児童等虐待の防止 次の内容について、全く配慮されていない、また、されていないため、子どもの意見を聞く場がありません。 現在も未来もです。 〇親子の再統合へ配慮し適切に行うため、当該児童(第三者(民間団体)が確認)が求める場合、原則面会・電話・手紙等の通信は行うこと。(少年院等と同等の内容とすること) 〇面会・電話・手紙等は、虐待を疑われる保護者でない保護者・兄弟姉妹・親戚・友達・友達の保護者など自由に認めること。 〇手紙の検閲・添削をやめること。 〇世県機関の個人情報や里親等の民間の個人情報以外についての個人情報は全部開示すること。 〇一時保護所・同意入所・強制入所の場合、友達の住所・メールアドレス・電話番号の交換を自由にすること。 また、持ち物検査でも友達の住所・メールアドレス・電話番号の交換をチェックしないこと。	
8	108	P68	第三者評価の実施 運営監査委員会にNPO団体を入れ透明性を確保すること。 また、運営監査員会は、施設内の子ども全部の意見を聴取す ること。	・御意見として承ります。今後子どもの権利擁護と運営の質の向上が図られるよう、第三者(有識者)による運営監査委員会を新設し、児童相談所に対し適正な業務執行が行われているか、定期的な外部評価を実施してまいります。

No.	延べ数	該当ページ	意見・要望要旨	回答
8	109	P75	一時保護機能の強化 追加 ・保護の必要性を把握するためにトリアージを実施し、緊急度 の高い子どもは確実に保護できることを確認していないから必 須である。 ・何でも不法に緊急保護を実施されている状況である。親子の 再統合への配慮し適切に行うため、原則(出頭要求等)(立入 調査等)(再出頭要求等)(臨検、捜索等)の順番で行うこと。緊 急保護は最後の手段とすること。	・御意見として承ります。本県では、「千葉県子ども虐待対応マニュアル」に基づき、子どもの安全、子どもの最善の利益の実現を目標に、一時保護を含めた援助方針の決定をしております。
9	110	P65	「②客観性が担保されたケースの適切な進行管理」は、具体 性に乏しく、実効性に問題がある。客観性を担保するのであれ ば、現行の司法制度を見習うべきで、「有権者」のみで判験を る裁判などありえない。一般傍聴人立会いの下構成されいる。 有権者のみで「客観性が担保」される。事自体がありえず、地域 自らなどが容観性を担保のみならず、公甲作機設ののよらず、 有権者のみで「客観性が担保」される。事自体がありえず、地方 有権者のみで「客観性が担保」される。事自体がありえず、地方 有権者のみで「客観性が担保」される。事自体がありえず、地方 有権者のみで「客観性が担保」される。事自体がありえず、地方 にも、で、を観性を担保のみならず、公甲作保護の妥当る報側の性 保護解除の妥当性についての会議に加わる権利も加ら「有権性があるとは言えないのではないか、全額に加わる権利も加ら、 を観性を担保するといえるのではないだろうか。「客観性が なるとは、言えないのではないか。全りではないだろうか。「を観性が なるとは言えないのではないか。全りではないだろうか。「を観性が なるとは言えないのではないか。全り重相談所が最初をして にも関わらず、職権で強制的に施設に入れられたとの報告が 相次いているが、権持の例を見るど児童相談所が長のおといる出した。 おり、これることがないにもおり、定時相談の任めに はして」裁判自体は適法とする判断を示しており、定まり虐所 がこれから虐待されるとでも子ともを強制的に連れさい ない。されることができる状態である。これば、地域住民ない。 まであっても正しいとは言えず、県が児相運営にあ域に取り、 にたり、 を表したのようにできる状態である。これば、現行法で等を担い がこれから虐待されるにでも子ともを強制的に連れさない。 まであっても正しいとは言えず、県が児相運営にあるにない。 にたり、 には、現行法で等を記したい、 にも強いのコロナ自粛をである。これが、現まであっても正しいとは言えず、県が児相運要である。こなど、。 にたり、 を表したのコロナ自事を発しないままりを作るないまれている。 現状のコロナ自事保護しなままりを作るないよれにすべているのは明らかだ。児相がたまたまま情を知るかどり、にしたのののでは、 に、 に、 を表しているのは明らかだ。児相がたまたまま情を知るが、保護ははおいしい。 まできないし、「虐待死がしているのよりないのでは、 に、 を表しているのは明らかだ。児相がたまたまま情を知るが、 に、 を表しているのは明らかだ。児は、保育園、幼稚園行かかせていな育園、 が保護にはおいしい。そもそも知るといるできないでいる。 を表しているのは明らかだ。見ばにないるでは、 に、 できないし、「虐待死がは、 に、 できないし、「虐待死がは、 に、 できないし、「虐待死がは、 に、 できないし、「虐待死がは、 に、 できないし、「虐待死がは、 に、 に、 できないし、、 に、 できないし、、 に、 に、 できないし、、 に、 に、 できないし、、 に、 できないし、、 に、 に、 できないし、、 に、 に、 に、 できないし、、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、	・御意見として承ります。今後子どもの権利擁護と運営の質の向上が図られるよう、第三者(有識者)による運営監査委員会を新設し、児童相談所に対し適正な業務執行が行われているか、定期的な外部評価を実施してまいります。
9	111	P66	「千葉県子ども虐待対応マニュアル」自体が不十分。その不十分なマニュアルではあるが、その「研修」により職員の虐待からから、研修を受けさせすれば、確実に対応力が改善されるのか。人材育成研修課長は、対応力の改善されるのか。人材育成研修課長は、対応力の改善しない職員がいたら、減給、降格処分が下されるのか、研修を受けると確実に内容が頭に入り忘れることもなく、確実に実あり、先の意見に入れたとおり、地域住民が職員を評価し、地域住民にダメ出しされるような職員は再研修など、研修の成担のが必要。地域住民から不適切な対応の証拠を突き付けられた職員は、再研修させなければならない。一度にすべてが身につく、素晴らし、優秀な人材が、県職員である児童相談所らあれているとでもいうのか。優秀な人材は、高い給与、身分求めて国家公務員を目指しているのではないか。優秀でない人材をどのようにするかの研修が大事であって、流れ作業的人大がを修了すると能力アップとはならない。能力のない職員をサポートしてい、研修が本来の教育である。また、マニュアルに違反した職員、その違反を県民から指摘された市職員は処罰されることを明記すべきである。そうしなければ、必死で研修などしない。	・御意見として承ります。児童相談所職員の資質向上については、さらなる検討を重ねてまいります。
9	112	P67	「児童相談所専門機能強化事業」の「・児童相談所内への弁護士の配置」については、費用をかけている割には間違った使い方しかしていない。虐待をしていないのに一時保護されたと訴える親に対して、弁護士が一方的に法的根拠で行政不服審査や、家裁での審判、地裁、高裁、最高裁での訴えを児相職員に代わってはねつけるという仕事を専ら行っており、看過できない。本来、この弁護士は子どものために使われるべきであり、弁護士が子どもの立場に立つて仲裁するのが役目と考える。従って、一時保護に異議を申し立てる親と児相の面談に際し、最低一度は、弁護士が同席し、子どもの状態を弁護士が見たっえで、親からの説明を聞き、児相職員の判断が適切で割を与えるべきである。また、親が異議で裁判を申し立てる場合、児相設置の弁護士は、児相を弁護するのではなく、千葉東日で親の弁護とするが子どものためかを、その場で公正な立場からコメントするなどの役割合も、児相設置の弁護士は、児相を弁護するのではなく、千葉中の弁護士であると考える。現行の制度で対応すれば、児童相談所職員のすべての不当な行為が隠べい可能な状態であり、発生の児童虐待案件を作り出すことすら可能である。それ充定ものたいであり、現との面談が体かった。の表に、昨年1件あった虐待死事件は、親との面談が怖かったのは明らかであり、親との面談時に入れ、親との面談が体かったのは明らかであり、親との面談がたかったのは明らかであり、親との面談がたかったの指導は一段を持続を持続を持続している。	・御意見として承ります。児童虐待相談対応件教の増加とともに、複雑かつ困難なケースが増加し、児童の心理状態・発達、法律などの側面で専門的知識に基づく的確・迅速な対応が必要なことから、児童福祉法に基づき、弁護士の配置等を行っていますので御理解いただきますようお願いします。

No.	延べ数	該当ページ	意見·要望要旨	回答
9	113	P68	「児童相談所の一時保護所については、国の一時保護ガイがラインにおいて、子どもの権利擁護に保わる第三者機関やから時保護を行う場所の視察や子どもの意見聴取等を行うなどの一時保護を行う場所の視察や子どもの意見聴取等を行うなどの一時保護を行う場所の視察や子どもの意見聴取等を行うなどの一時保護を行う場所の担容を保障するための仕組みを設けることが望ましいとされています。」 「千葉県は、この案件に対して真剣に対応していない。我々のPO団体が、昨年度、画談を書面で申し入れたが、内容証明で「できません」と子どもの権利を関のために確認を申し入れているにも関わらず、即座にでさいとするのはいかがなものか。この児童相談所長の陽ペい体質が、死亡事件の元凶としか思えない。千葉県は、我々の様な第三者機関の立ち入り、子どもの権利が守られているかのチェックを許可するよう、児童相談所長へ指導イベきである。また、等三者機関が、県職員が選ぶものであれば、やははいが疑われる。地域住民が直接選び、地域住民と直接へいが疑われる。地域住民が直接選び、地域住民と直には、「常報性」は担保できない、上記の真の客観性の担任とともに、虚偽の経緯の記載など不適切な対応を行った職員に対しては、罰則規定を設けること、特に県民やNPO団体かるなどした職員に対しては罰則を科すべき、協力を拒否もないを根護もの公正とは、その職員に対しては、別手を担合しては、民産の基本的人権とと対して、未の職員に対しては罰則を科すべき、協力を拒否を別には、その職員に対しては、別手を担合しては、表の職員に対しては、別手を持ちる恐制限する制度であるから行使するには、長金の基本的人権機関がある。特に一時保護に関しては、見金ををで行ったが重かと明示が書きるとであり、報報の出いるとが、職員の科神的負担を知らず、といるとが、職員のみで判断しないことするものを行表による外部有識者中の権人に合うに、といるといいまには、アンドともの権利は保障されているように表れているという言い訳をしているとしているといで、日本に、対しているように表れているという言い訳をしているように見続されていても仕方がないという言い訳をしているといできまり、子どもの権利は保障されているければならず、ときに関係した職員を処罰すること。	う、第三者(有識者)による運営監査委員会を新設し、児童相談所に対し適正な業務執行が行われているが、定期的な外部評価を実施してまいります。
9	114	P73	一時保護件数の推移を見ても、全てが命の危険がある本当は緊急性のある保護であるはずがない。保護直後の子どもの様子を第三者がしつかり見るべきだ。一時保護の客観的基準を千葉県ホームページに載せ、国民の意見を聞くべき。すべての家庭の子供を保護できる現実離れしているという意見が出るような基準であることは明らかだ。大半の子どもたちは、体に虐待痕もなく、衰弱したり、骨と皮しかないなどの状態ではないことがわかるはずだ。そもそも、毎日問題なく、保育園やていたも、強制的に親から引き離されたショックで精神的に親から引き離されたショックで精神的に親から引き離されたショックで精神的に深い傷を負っているのではないのか。これ自体が児童相談所職員にあけって頑張っていた習い事にも行かせてもらえず、将来の目標に向けって頑張っていた習い事にも行かせてもらえず、将来の間に向けって頑張っていた習い事にも行かせてもらえず、長期間隔離される子どもは、人生の絶望を味わうはずだ。だかめのの増起ともに、一時保護日数も増加」とは不必要な保護性数った結果、しかも、そのような親から猛烈なクレームを受けることはより、一時保護日数が増加する結果につながっているのは明らかだ。親と児相の仲今者として、我々が面談に参加できれば、すぐに家庭復帰できる状況にすることができる。また、児相の面談は児童福祉司が忙しいからと、先延ばしされ長期化している事実もある。この責任は千葉県の誰がとるのか。児童相似方はで着ないまなり子どもの意思に反し施設に限りが高いまり子どもの対した場合、18歳で施設をで高際に渡す資金を積み立てて渡りたる。というは、特別を記している以上、行政からの「ご理解ください」という言えない。これが千葉県の児童福祉行政なのか。放置している以上、行政からの「ご理解ください」というは、またいましている。	
9	115	P75	「一時保護中においても子どもの権利を守るため、意見を表明する仕組みや学習の機会を保障することが重要です。」重要ですと言いつつ、これまで「子どもの権利ノートの配布や学習指導員の配置」のみといった形だけの対応に終始していたこと。「一時保護された子どもに対して、権利擁護に関するとおり(子どもの権利ノート)を渡して子どもの権利とは何かを説明するとともに」とし説明はするが、子どもが権利を行使するための、外部の人権団体や、弁護士、警察への通報などの環境を奪っている事実を隠蔽している。「日本国憲法第34条何人も、理当を直ちに告げられ、かつ、直ちに弁護人に依頼する権利を与られなければ、拘留又は対禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。」の権利が奪われている。児童福祉法は憲法のされていなかった。このような非人道的な法律が憲法第34条の下で成立され放置されているが、国連が指摘しているとおり、非人道的な人権侵害である。従って、いちい保護なり、非人道的な人権侵害である。従って、いちい保護なおい、非人道的な人権侵害である。そ等等」に面を要求できる権利ノートで対応したこととして終わらせるつもりか。	

N.	7寸 - > 半4	=+ 1/ -0	***************************************	
No.	延べ数	該当ページ	意見・要望要旨 親から、被害をうける児童相談所職員が多いのも、職員が不	□答 ・御意見として承ります。児童福祉法に基づき、児童相談所長が必要と認める場
9	116		適切な言動をしていることが原因である事例が多い。我々NP O法人や、弁護士、議員などの仲介者を入れることが、問題早	合に児童の一時保護ができるものとされています。一時保護にあたっては、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には会議において組織として決定し、実施しています。
10	117	P10	子どもを「生み」「育てる」ことの意味、命の大切さを考えさせ るような講演会を行う	・「千葉県子ども・子育て支援プラン2020」では、I -1-②「結構や妊娠・出産の希望をかなえるための支援」として、妊娠・出産・子育てに関する知識を普及するセミナーを開催することとしております。
10	118	P13	子育での経験者との語り合いの場を作る	・P13(2)対策 ii に記載のある利用者支援事業は、育児・保育に関する相談支援 等について相当の知識・経験を有する者であって、地域の子育て事情と社会資源 に精通した者を利用者支援専門員として配置し、子育て家庭等から日常的な相 談に応じるなどの各種取組を行うこととされています。【該当箇所:第2章「3 地域 で支援する仕組みづくり】
10	119	P14	各市の支所単位で「児童虐待」についての正しい知識と理解 を求めるような出前講座を積極的に行う	・「千葉県子どもを虐待から守る条例」の内容について周知を図るなど、児童虐待について正しい知識と理解を深める機会の提供に取り組むこととしております。 【該当箇所:第2章「4 広報・啓発活動の強化」】
10	120	P23	警察の家庭、学校又は児童相談所等、関係機関の連携の必要性が述べられているが、確実に実行するために定期的な話し合いの場を持つ。	・警察や学校等の関係機関との連携を強化することとしております。【該当箇所: 第2章「7 関係機関との連携の強化」】
10	121	P23	子どもにとって「SOS」を発信するのは勇気のいることです。 相談しやすいようハードルを低くした駆け込み相談的なところを 支所内に作る。	
11	122		干葉県社会福祉審議会児童福祉専門部会の第4回社会的養護検討部会の中で千葉県児童相談所の管轄区域の見直しについて「松戸市と鎌ケ谷市」「圏域に新しい児童相談所を作るという答申が出されました。検討部会の答申が速やかに行われ、予算がつき児童相談所新設に向けて大きく前進できますように至急の対応をお願いいたします。ぜひ、松戸市へ県立児童相談所の新設をお願いいたします。	
12	123		人格と考えるとき、子どもは社会的ルールに未熟なだけであって、それを教えることは「しつけ」というのでしょうか。犬や猫のように繰り返しの調教でしつけることと同じ意識で「しつけ」とい	・計画では、国が策定した「体罰等によらない子育てのために〜みんなで育児を 支える社会に〜」を踏まえて記載しております。「体罰等によらない子育でのため に」によると、「しつけとは、子どもの人格やす能等を伸ばし、社会において自立し た生活を送れるようにすること等の目的から、子どもをサポートして社会性を育む 行為です。子どもと向き合い、社会生活をしていく上で必要なことを、しっかりと教 え伝えていくことも必要です。子どもにしつけをするときには、子どもの発達しつつ ある能力に合う方法で行う必要があり、体罰で押さえつけるしつけは、この目的に 合うものではなく、許されません。どうすればよいかを言葉や見本を示す等の本人 が理解できる方法で伝える必要があります。」とされております。
12	124		ジェンダー指数が先進国で最下位。行政が真剣に取り組もうとするなら、まず専門家会議を常設する必要があります。国が予算を作り、ジェンダー部局、子どもの権利部局などに予算をつけて、専門の担当者を置く、各県、地方から声を集め、経験と専門家の知見をもとに意識づけの広報やキャンペーンを行うことを通年度行うことが必要です。	
12	125		複数の専門家会議を常設する、広報・啓発活動、地域の子育て団体との連携、特に子供の声を直接聞く子どもSOSダイヤルは一刻も早く実現していただきたいものです。また、被害者の心のケアに専門家が必要なように、加害者のケアプログラムも日本では公的な団体はまだないようです。犯罪者を作るだけでなく、自分も人を傷つけないという心を取り戻すために、警察や医療者ともつながった厚生プログラムのシステムが必要です。	・子どもが相談できる窓口の設置を検討することとしております。【該当箇所:第2
12	126			・子育て世代包括支援センターの設置を支援するなど、各種支援に取り組むこととしております。【第2章「2 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援」】
12	127		せめてポストの数ほど児童相談所を	・管轄区域の見直しを踏まえ、児童相談所の増設を早急に進めてまいります。
12	128		子育てのことは何でも相談できる、疲れたら一時預かりで母子ともにでも保護してもらえる、そんな施設は日本では無理でしょうか。	・子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援 拠点事業を推進することとしています。【該当箇所:第2章「3 地域で支援する仕 組みづくり】 ・県では市町村が実施する子育で短期支援事業(保護者が、疾病・疲労など身体 上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、保護を適 切にできる施設において養育・保護を行う。)を支援しているところです。

No	ZT ベ 米h	=t 14 ∧° 2°	意見•要望要旨	同饮
No.	延べ数	該当ページ		回答 
12	129			・性的虐待は児童虐待の防止等に関する法律において児童虐待の1つとして定義されています。他の虐待と同様に、児童虐待の防止に向けた取組を実施してまいります。
12	130		コロナ禍の中、対策の一つとして松戸市に保護者がり患して しまった時の子どもの居場所を作ってほしいという要望を出しま した。近年多発している災害は気候変動によるものと思われ、 突然の大災害に油断なく備える必要があります。つねに子供、 女性目線の災害対策を普段から強めることが必要です。梅雨 時期を迎え、すでに大雨災害、加えて東海原発などの災害時 とコロナ禍が収束しないうちのダブル災害にも備えなければな りません。	
12	131		干葉の子どもたちが健やかに守られて育つことができるよう、 各市へのパックアップもお願いいたします。	・本計画に基づき、市町村への支援と連携の強化に取り組んでまいります。【該当箇所:第2章「5 市町村への支援と連携の強化」】
13	132		干葉県社会福祉審議会児童福祉専門部会の第4回社会的 養護検討部会の中で干葉県児童相談所の管轄区域の見直し について「松戸市と鎌ケ谷市」1圏域に新しい児童相談所を作 るという答申が出されました。検討部会の答申が速やかに行われ、予算がつき児童相談所新設に向けて大きく前進できますよ うに至急の対応をお願いいたします。ぜひ、松戸市へ県立児童 相談所の新設をお願いいたします。	
14	133		干葉県社会福祉審議会児童福祉専門部会の第4回社会的養護検討部会の中で千葉県児童相談所の管轄区域の見直しについて「松戸市と鎌ケ谷市」周域に新しい児童相談所を作るという答申が逃されました。検討部会の答申が速やかに行われ、予算がつき児童相談所新設に向けて大きく前進できますように至急の対応をお願いいたします。ぜひ、松戸市へ県立児童相談所の新設をお願いいたします。	
15	134	第2章	県の責務、保護者の責務、市町村の役割、福祉法の文言で は物足りません。	・昭和22年に制定された児童福祉法は、平成28年5月に抜本に改正され、子どもが権利の主体であることが明確になりました。また、第2条第3項において「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と規定され、さらに、第3条の2において「国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない」とされました。つまり、子どもの福祉のためには子どもへの直接の支援はもとより、社会が子どもの養育に対して保護者(家庭)とともに責任を持ち、家庭を支援しなければならないことが法的に裏付けられたところです。
15	135	第2章	児童虐待に係る通告の対応をもっと強化すること	・本計画に基づき、児童相談所の相談・支援体制を強化に取組んでまいります。 【該当箇所:第4章「1 相談・支援体制の強化」】
15	136	第2章	児童虐待に係る職員の研修はもとより、虐待を受けて保護された子どもの人権・声を尊重すること	・虐待等により家庭での生活ができない子どもたちに対しては、権利擁護に関するしおり(子どもの権利ノート)を渡して、子どもの権利擁護とは何かを説明するとともに、周囲の大人に相談できない状況においても相談できる環境の整備に努めることとしています。【該当箇所:第2章「1 子どもの権利保障」】
15	137	第4章	今でも一時保護所は定員以上で児童相談所の増設は急務です。令和11年とは遅すぎると思います。	・管轄区域の見直しを踏まえ、児童相談所の増設を早急に進めてまいります。
15	138	第4章	松戸市にぜひ千葉県立児童相談所の早期新設をよろしくお願いいたします。	・社会福祉審議会の答申を踏まえ、具体的な設置場所につきましては交通機関等の利便性や周辺環境等の諸条件を勘案し、総合的な観点から検討してまいります。
16	139	第1章	基本理念を位置づける。計画の基本的な根幹を明文化して計画の趣旨を徹底する。	・本計画は「千葉県子どもを虐待から守る条例」に基づき策定しており、計画の基本理念も条例を踏襲いたします。【該当箇所:第1章「計画の趣旨」】
16	140	第2章	世界中で猛威を振るっている新型コロナ禍で、DVや虐待が多発していると国連が子どもの権利員会に加盟している国に署告している。弱い者の命が脅かされることのないように対策をとる。施設の整備や人材の育成を急ぐなど。さらに体罰をしない、体罰のない社会をつくる具体的な提案をする。	・計画において、新たな施設の整備、市町村や児童相談所等の人材育成に努めることとしています。【該当箇所:第2章「市町村への支援と連携の強化」、第3章「新たな施設の整備」、第4章】 ・「広報、啓発活動の強化」として、しつけに際しての体罰の禁止など、「千葉県子どもを虐待から守る条例」について周知を図ることとしております。【該当箇所:第2章「4 広報・啓発活動の強化」】
16	141	第4章	児童相談の増設や建て替えが急務です。県の社会的養護検討部会が管轄区域の見直しの答申をしますが、現在、柏児相は人口140万人を対象としています。一人ひとりきちんと丁寧に向き合えません。人口50万人になろうとしている松戸市に建設が必要です。御相談の数も千葉市に次いで多い市です。現所分析をよろしくお願いします。	・管轄区域の見直しを踏まえ、児童相談所の増設を早急に進めてまいります。
17	142	P67	対応力の強化に関して電話相談員や協力員の配置などが挙げられているが、そもそもの職員全体に占める非正規職員を減らし正規職員を大幅に増やす必要がある。(1) 現状と課題においても、勤務歴5年未満が7割とあり、ベテラン職員の配置の裏付けとして必要不可欠と思う。	・今年度から、会計年度任用職員制度の導入により、非正規職員の待遇改善を図りました。正規職員についても、第4章に掲げた目標を基本計画として、職員の増員を図ってまいります。
17	143	P67	職員の研修の強化とあるが、単に研修を重ねているだけでは 専門性を強化することにつながらないのではと懸念する。	・中央児童相談所に設置されました人材育成課を中心に、各職員がそれぞれの 役割を適切に果たすために必要な研修を受講できるよう研修計画の見直しをして まいります。
17	144	P67	強制的介入機能と受容的な支援機能の統合が虐待ソーシャルワークの専門性の本質であり、必要なのは「専門的人格」ともいうべきもので、単なる知識や技術での習得だけでは不十分である。(専門的な国家資格が必要なのではとさえ思う)	成研修課を中心として、今後検討を重ねてまいります。
17	145	P67	正規職員の安定的配置、専門性を発揮できるような処遇向上、また、職員自身のメンタルケアの専門家等の配置も必要と考える。	・職員の待遇改善等については、人事担当課と協議しながら、検討してまいります。

No.	延べ数	該当ページ	意見・要望要旨	回答
17	146	<u>該国ベータ</u> P69	息見・芸堂安自 虐待対応件数及び人口の増加などを鑑みとりわけ松戸市に 児童相談所を新設することによって、県全体の虐待防止強化 につながると考える。	・社会福祉審議会の答申を踏まえ、具体的な設置場所につきましては交通機関 等の利便性や周辺環境等の諸条件を勘案し、総合的な観点から検討してまいり ます。
17	147	P73	一時保護所は、現状では、定員を大幅に超える入所の状態が常態化している。コロナでの家庭環境の悪化で必要とする子どもも増え、このことは長期化する中でさらに激化すると思う。早急な対応が必要であり、大胆な定員増が求められる。	・一時保護所ついては、令和2年度中に定員を115名から171名に増員します。 ・また、今後の一時保護件数の動向を踏まえ、児童相談所の管轄区域の見直し や建替計画と合わせて、必要な数の一時保護所の定員が確保できるよう整備を 進めてまいります。 【該当箇所:第4章「5 一時保護機能の強化」】
17	148	P73	一時保護所の質の問題として、一人一人の子どもの権利と尊厳が十分担保できる施設の在り方が求められる。	・一時保護された子どもに対し、権利擁護に関するしおりを渡して子どもの権利と は何か説明を図っているところです。 ・また、学習指導員の配置などにより学習機会のさらなる確保に努めてまいりま す。 【該当箇所:第4章「5 一時保護機能の強化」】
18	149	第1章	本文P4には、「保護者が子どものためにを思ってやっていても、子どもが耐え難い苦痛を感じていれば、それは虐待であると考えられます。」とありますが、児童相談所こそ、子どもに耐え難い苦痛を与えています。例えば、児童の一時保護がかか月で、その間、子どもたちは、親との面会すら思うようにさせてはもらえません。	・一時保護の運営にあたっては、子どもの最善の利益を考慮した保護や養育を行うよう努めてまいります。 また、子どもの年齢や状況等に応じて、一時保護の理由や目的、先の見通し等を丁寧に説明するように努めてまいります。
18	150		保護の日、市川児童相談所職員からの連絡は一切なく、保育園に迎えにいったら児童相談所にいるといわれました。これは、行政による児童誘拐事件ではないでしょうか。	・個別の事案に関する御意見については回答を控えさせていただきます。
18	151		P4「保護者が子どもに対し、以下のような行為を行うことを言います。」とありますが、何故保護者だけが悪者になるのですか。	・児童虐待の定義として児童虐待の防止等に関する法律において規定されている 内容を記載しています。
18	152		一時保護システムこそ心理的虐待にあたると思います。児童 虐待を防止といっていますが、児童相談所がしていることこそ が、子どもたちにとっては児童虐待です。それを強化するという のはさらに児童虐待が増えるということではないでしょうか。基 本計画では、児童相談所の強化ではなく、行政的虐待をなくす ための児童相談所システムを根本的に変えるための取り組み こそが、県には必要ではないでしょうか。	り、児童虐待事例においては子供の安全確保を最優先に行われます。保護者が 児童相談所の決定に不服がある場合は行政不服審査法に基づき不服申立をす
18	153		P4に「保護者は子どもに礼儀作法や社会のルールを教えるため「しつけ」をしようとします。しかし、保護者が子どものためを思ってやっていても、子どもが耐え難い苦痛を感じていれば、それは虐待であると考えられます。」と書かれています。ここにある、子どもの一般的に嫌いとされるピーマンや玉ねぎを食べなさい。勉強しなさい。等でも耐え難い苦痛を感じる子供はたくさんいると思いますが、これも「虐待」にあたるのですか。栄養を考え、嫌いな食べ物でも食べてほしい。子どもの将来を	・計画では、国が策定した「体罰等によらない子育てのために〜みんなで育児を 支える社会に〜」を踏まえて記載しております。「体罰等によらない子育でのため に」によると、「しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、社会において自立し た生活を送れるようにすること等の目的から、子どもをサポートして社会性を育む 行為です。子どもと向き合い、社会生活をしていく上で必要なことを、しっかりと教 え伝えていくことも必要です。子どもにしつけをするときには、子どもの発達しつつ ある能力に合う方法で行う必要があり、体罰で押さえつけるしつけは、この目的に 合うものではなく、許されません。どうすればよいかを言葉や見本を示す等の本人 が理解できる方法で伝える必要があります。」とされております。
18	154		子どもを一時保護するというのは、親権も人権も無視して行う強い権限です。その権限を振り回して、干業県はそういう日本を作ろうとしているのですか。児童相談所を強化するというのあれば、児童相談所で働くための職員を養成する学校を作り、子どもの権利条約や国連勧告等に示された国際的な人権規範をきちんと教え、国家試験を受けた者だけが働けるようにしていただきたいです。それに伴い、日本の児相関係の法律も抜本的に変えなくてはならないと思います。	
18	155	第2章	私の息子の一時保護後、私の父が亡くなった際に葬儀に参 列させたいと申し出ましたが、最後のお別れもさせてもらえませんでした。PTSDだといわれたので医師のセカンドオピニオンを お願いしましたがそれも断られました。これらは人権侵害にあ たると思います。	
18	156		日本での児童相談所の人権侵害は、千葉県では一切行わない、と基本計画に明記すべきではないでしょうか。	・御意見として承ります。「千葉県子どもを虐待から守る条例」の基本理念に基づき、児童虐待防止対策に取り組んでまいります。【該当箇所:第1章「計画策定の趣旨」】
18	157		「ひとりの人間としての人権を認めている」のなら、子どもがおうちに帰りたいと泣いていたとき、何故私の息子を帰してくれなかったのでしょうか。「子供の意見を尊重する」とありますが、その意見を児童相談所が操っていたらどうなるんですか。児童相談所職員による子どもの洗脳が本当にあるのではないかと思ってしまいます。	
18	158		虫刺されや保育園でのけがも親のせいにして一時保護をして いるようでは、児童虐待相談対応件数は5ページのように増加 するだけです。これで児童相談所職員が多忙になり、凶悪虐待 事案に職員が時間を割けなくなって、柏児相のような悲しい事 件が発生するのです。	
18	159		児相は、24時間体制で、文字通りの支援をするように改革してください。家族を監視したり、子どもを「保護」と称して一方的に連れ去って家族を分断するような、支援に名を借りた介入であってはなりません。支援するのは、現在の児童福祉司のような、おざなりな研修しか経ていない人ではなく、しっかりとした資格を持った方がやってほしいです。	

Na	7元 - * *h-	55 1/ 6° 2°	李月 亚维亚尼	
No.	延べ数 160	<u>該当ページ</u> P12	意見・要望要旨 「核家族化や地域とのかかわりが希薄になっている社会において、子育て中の、特に在宅育児家庭の母親が孤立し、相談相手もいないため育児に関する不安やストレスを抱えがちとなっています。児童虐待におけるもっとも多い虐待者は実母であり、健康状況の悪化、経済的な困窮、家族等の助けがなく人で子育てをしているなど様々な要因から、周囲に相談できず、地域からも孤立した結果、子どもに暴力、育児放棄などの虐待につながることが少なくありません。」これを読んで「一人で子育てをしている」家族が、差別と偏見の目で見られているように思いました。予期せぬ妊娠で産んだけれど相談相手が	回答 ・御意見として承ります。本計画に基づき、児童虐待の防止に向けた取組を実施してまいります。
			いなくて孤立、母子家庭でお金がない、だから虐待する、と決めつけられたような書き方をされていますね。児童相談所からも同じようなことを言われました。これが、その「虐待冤罪」を生み出す、児童相談所の差別的な目線なのだと思いました。このような児童相談所の差別的対応が増えていけば、多くの女性は子どもを産みたくなくなり、日本はさらなる少子化につながっていくのではないでしょうか。	・御意見として承ります。本県では、児童相談所と市町村共通の「千葉県子ども虐
18	161	P14	うした「義務」なるものに乗って、いやがらせ通報というものが各地で起こっている事実があります。通告を受けた後、児童相談所は、きちんと誠実に調査をして、しっかりと事実を見極めてらいたいです。残念ながら、この基本計画では、通告の義務だけが強調され、児童相談所の厳格な調査義務について全く触れられていません。	待対応マニュアル」を活用し、虐待と思われるケースにおいては、その緊急性や 重症度を判断しているところです。
18	162	P16	虐待か虐待でないかをしっかり見極める能力がある職員であればよいと思いますが、今の児童相談所の職員のレベルでは「冤罪虐待」が増えるだけです。基本計画には、本格的な児相職員の専門的な学校を作って教育・訓練するという案は全く書かれていません。これに対し、警察官の場合は、10か月程度、全寮制の警察学校で訓練を受けるのです。マニュアルの周知徹底だけで、このような教育・訓練に代替することはできません。	・御意見として承ります。児童相談所職員の人材育成に関しては、中央児童相談所に設置された人材育成研修課を中心として、今後検討を重ねてまいります。
18	163	P18	しっかりとした訓練を受け資格を持った心理学の専門家を児 童相談所に配置する基本計画としていただくようお願いいたします。	・御意見として承ります。児童虐待死亡事例検証報告(第5次答申)を踏まえ、児童相談所の業務執行体制の強化を図ってまいります。
18	164	P29	国連子どもの権利委員会は、2019年に出した総括所見28 ページ(e)が「施設に措置された児童が生物学的親との接触を維持する権利をはく奪されていること」について、深刻な懸念を表明しています。「子どもの人権や自由を尊重しとかもつともらしいことをいいながら、基本計画には、このような国連子どもの権利員会の勧告を尊重する気配さえないのです。	・「千葉県子どもを虐待から守る条例」の基本理念に基づき、児童虐待防止対策 に取り組んでまいります。【該当箇所:第1章「計画策定の趣旨」】
18	165			・「千葉県子どもを虐待から守る条例」の基本理念に基づき、児童虐待防止対策 に取り組んでまいります。【該当箇所:第1章「計画策定の趣旨」】
18	166	P36	投入するよりも、冤罪や軽微な事案での「一時保護」を減らす 方が先決ではないでしょうか。一時保護を見直せば、里親や施	・御意見として承ります。新しい社会的養育ビジョンでは、在宅での社会的養育としての支援を構築し分離しないケアの充実を図る一方、親子分離が必要な場合の代替養育は家庭での養育を原則とすることとしていることから、国の里親等委託率の目標に向けて、登録里親数やファミリーホーム数の増加を目指してまいります。
18	167		国連子どもの権利委員会の2019年の勧告27項(a)は、「家族の支援や強化を図り」、また、「施設措置を防止する」ことを求めています。基本計画は、生物学的家族の第一義的な尊重という国連の勧告に逆行しているように思います。	・「千葉県子どもを虐待から守る条例」の基本理念に基づき、児童虐待防止対策 に取り組んでまいります。【該当箇所:第1章「計画策定の趣旨」】
18	168	P64	児童相談所を強化するのであれば、24時間365日対応できるようにしてください。	・御意見として承ります。児童相談所での相談については担当制をとっている関係で、24時間365日の対応は難しいかと思われます。虐待に関して緊急性のある御相談の場合は、年中無休24時間対応の子ども家庭110番(TEL:043-252-1152)による電話相談を御活用ください。
18	169	P68	運営監査委員会は、真の独立性を維持し、県の行政や児童 相談所からの圧力がかからないようお願いいたします。	・御意見として承ります。今後子どもの権利擁護と運営の質の向上が図られるよう、第三者(有識者)による運営監査委員会を新設し、児童相談所に対し適正な業務執行が行われているか、定期的な外部評価を実施してまいります。
18	170	P69	イヤーとして、断固反対です。私たちの税金により、人権侵害が増えていくだけです。保護する前に虐待か虐待でないかを児相がしっかりと見極めれば、増設をしなくても済む話ではないでしょうか。その分のお金を児童相談所で働くための学校開設等に使えばよろしいのではないでしょうか。	
18	171	P73	国連子どもの権利委員会は、2019年に、「児童相談所において児童を一時保護する慣行を廃止すること」を緊急勧告しています。つまり、児童相談所で「一時保護」することはもうやめなさい、児童相談所の一時保護所はすべて閉鎖しなさい、と厳しい勧告を出しているのです。ところが、千葉県は逆に、基本計画で、この児童相談所での子どもの拉致監禁を強化させるということでしょうか。国際人権感覚がゼロの基本計画というほかありません。	

No.	延べ数	該当ページ	意見•要望要旨	回答
18	172	₩ <b>1</b> · >	基本計画を読んでも、子どもの権利条約や国連子どもの人権 委員会勧告を尊重する姿勢がほとんど見られません。千葉県 には児童相談所を、国際人権規範にあうように改革していく方 向性があるのでしょうか。この基本計画では、むしろこのような 人権侵害がさらに強まっていくことを危惧します。	・「千葉県子どもを虐待から守る条例」の基本理念に基づき、児童虐待防止対策 に取り組んでまいります。【該当箇所:第1章「計画策定の趣旨」】
19	173	P41~45	里親として子どもを引き受けた後の子どもの養育、ケアなどについての計画が不明確に思えます。児童相談所、市町村、 壮協、民間の相談センターなど子育てに関する相談機関はあるとはいいますが、里親が増えていくという目標の実現に走りすぎると、里親の家庭内で孤立した子育てとなり虐待になる可能性も増えていくのではないでしょうか?	・(2) 対策 iii、NIにおいて以下のとおり記載しております。 iii 里親の養育にあたっての負担を軽減するため、子どもが委託されている里親 家庭に対する生活や養育に関する相談や援助等の訪問支援や、里親賠償責任 保険加入への補助、里親等が相互交流・情報交換できる里親サロンの設置など の養育支援に関する取組をさらに強化します。 い 里親に対する支援を強化するため、児童相談所に里親担当の児童福祉司や 里親対応専門員を配置します。また、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援セン ターなどの関係機関が継続的に里親を支援できる体制を構築し、施設に里親支 援専門相談員が配置されるよう取り組みます。 【該当箇所:第3章「2 里親委託の推進」】
19	174	P48~49	えることが重要です」とありますが、子どもの支援が多岐にわた	・施設職員の研修受講の促進のため、施設において基幹的役割を担う職員向けの研修を実施するとともに、施設独自に職員に研修を受講させた際に要する経費を支援しております。また、民間児童養護施設職員等について虐待を受けた子どもや障害のある子供などへの夜間を含む業務内容を評価した処遇改善を行うともに、職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を合うとにより、民間の児童養護施設職員等の業務の困難さに応え、人材確保と育成を図っております。 ・また、児童養護施設等における人材確保及び要保護児童の受入体制を強化するため、児童指導員等を目指す者を、児童指導員等の補助を行う職員として雇用する施設に対して補助を行っております。
19	175	P50	小規模グループホーム、分園型を推進することで、職員の業務負担、モチベーション敷いては勤続年数の減少に繋がるのではないでしょうか?	・できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で養育が行われるよう、施設擁護の小規模化、地域分散化を進めることとしております。【社会的擁護の課題と将来像、新しい社会的養育ビジョンによる】 ・民間児童養護施設職員等について虐待を受けた子どもや障害のある子供などへの夜間を含む業務内容を評価した処遇改善を行うとともに、職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を実施することにより、民間の児童養護施設職員等の業務の困難さに応え、人材確保と育成を図っております。
19	176	P63	被措置児童等虐待の防止の本文の対策にある、「里親や施設で生活する子どもに、権利擁護に関するしおり(子どもの権利ノート)を渡して子どもの権利とは何かを説明するとともに、里親や施設の職員などから被措置児童等虐待と思われる行為を受けた場合に連絡できるはがき(あなたへの大切なお知らせ)を毎年配布します」とありますが、自立援助ホームなどの10代後半の子どもが入居する自立援助ホーム等においては、この対策がなされていないと聞いています。県内にある児童福祉施設や里親さんなどの社会的養護の施設で暮らす子どもたちの手に権利ノートやはがきを配布して、施設内虐待の防止に努めていただきたいと願います。	
20	177	P5	「児童虐待相談対応件数は増加」の詳細について。 保育所、学校、医療機関等が虐待を児相に通告する場合、保護者に対する確認もなく、強制的に一時保護をする。そして親からの問い合わせには何も答えることない、。 この通告を受けた児相は、虐待の事実がなくとも「調査のための一時保護」になる為、一時保護件数も増加しているのはないか。 「児童虐待相談対応件数は増加」=「虐待の増加」ではないはず。中身についての精査が必要なのではないか	
20	178	P29	里親委託を前提とした「社会的養護」について「子供の最善の利益のために」と「社会全体で子供を育む」という理念が里親委託の強化という結論になっているが、元の家庭環境に戻すという視点がないのは何故なのか。私は児相の誤認措置により事実でない原因で親子分離を余儀なくされている。家族再統合をするという大前提がないのは何故なのか、子供が親と同居することを望んだ場合、それが「最善の利益」になるのではないのだろうか。児相の措置が誤認だった場合はこれは行政による家庭崩壊、そして人身売買である、フィクションではありません、現在進行形で私たちの家族が、その状況へ追いやられてしまい18歳までの同居接近交流禁止を言い渡されております。児相は虐待については未就学児の子供の証言のみを判断理由として措置を決めました。虐待の恐れがあったという確固とた証拠もないのに、13年以上の別居を強いております。	・個別の事案に関するご意見については回答を控えさせていただきます。
20	179	P62	被措置児童虐待の防止 「現代の社会的養護の現場において、被措置児童が虐待があってはならないというのは当然のことですが、起きてしまう可能性が高い環境であるということを考える必要があります。」 どうして、被措置児童虐待の起こる可能性は許容されるような書き方になるのでしょうか。 構造児童虐待はやむを得ないが、家庭での事実でない理由での一時保護や行政指導は市民へ強制的に強いるのに。 ダブルスタンダードじゃないでしょうか? 「施設が一番に守らなければならないのは子供たちなのではないでしょうか? 施設での誤った指導のリスクについては許容しているように読み取れます。	・第3章4被措置児童等虐待の防止を掲げ、発生しないことを目標に掲げたところです。

No.	延べ数	該当ページ	意見·要望要旨	回答
110.	<u>严:`双</u>	<u> </u>		・個別の事案に関する御意見については回答を控えさせていただきます。
20	180	P64	私の家庭の場合、娘と妻への在宅指導はありましたが、加害者と認定された私に対する働きかけは皆無でした。私が当時で歳の娘に対して行った認定されている性的虐待については、当初から一貫して事実ではないと否認してるため、反省をしていないと認識されておりました。事実でないので反省も何もない、娘の証言についても詳細を児相担当に尋ねても個人情報の関係で詳らかにすることはできない、情報開示をかけても黒塗りで返答されました。どうしても、娘の証言について知りたい場合は訴訟するしかないと言われ、そして18歳まで同居接近交流禁止を言い渡されている為、やむを得なく訴訟を起こしております。「ICT活用で事務の一層の効率化」と謳っておりますが、昨年の12月に情報開示をした際は、福祉システムの不具合があったということで、開示期限の2週間を経過しても開示通達の返信が来ませんでした。こちら側から児相に照会をかけてシステムの不具合を言う返事が来ましたが、千葉県の情報開示ルールから逸脱していたのではないでしょうか。児相の経過措置に対して情報開示をかけた際にも、実際の面談をした日付の抜けがあり、その不足のおいて千葉県の情報審査課に改めて開示をかけて開示をしました。民間が行政に対して書面を出す場合には不具合があれば受理されないのに、行政側が不具合がある場合は再度審査請求を出すのと言うの道理にあわないと感じました。	
20	181	P68	「第三者評価の実施」 児童相談所は保護、調査、審査を一つの行政機関が行なっている状況に一番の問題が生じている。 しかも第三者機関のチェック機能は皆無にと言っていいくらい機能していない。 法務局の行政相談、人権相談に行っても、警察署の生活安全課に相談に行っても児相には働きかけはすることができないと言われた。 児相を管轄する千葉県の虐待防止対策室に問い合わせても個別の案件については児相の判断に委ねていると言われた。 誤認措置に家族が苦しめられていても、そのほとんどが却下される不服申し立てをするか、弁護士の代理人を立てて裁判をするしかないと言うのは制度として欠陥があるのではないのだろうか。 児相の判断が100%正しいの言う根拠はどこから生じているのであろうか。厚生労働省の虐待防止のガイダンスや千葉県の虐待防止のガイダンスや干葉県の虐待防止のガイダンスや子菜県の虐待防止のガイダンスや干菜県の虐待防止のガイダンスに沿っていると言うことなのであろうが、その割には杜撰な措置を受けている。 家族再統合をと言う原則を大前提にした児相行政を強く望む。	・子どもの権利擁護と運営の質の向上が図られるよう、第三者(有識者)による運営監査委員会を新設し、児童相談所に対し適正な業務執行が行われているか、定期的な外部評価を実施してまいります。